

厚生労働省告示第四百十三号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）である聖徳大学人文学部人間栄養学科（食品衛生コース）、東京家政学院大学家政学部健康栄養学科及び帝京科学大学生命環境学部生命科学食品衛生管理者課程について、その名称を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同令第二十条第二号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十二年十二月十三日

厚生労働大臣 細川 律夫

変更後の登録養成施設の名称	変更前の登録養成施設の名称	変更の日
聖徳大学人間栄養学部人間栄養学科 （食品衛生コース）	聖徳大学人文学部人間栄養学科（食品衛生コース）	平成二十二年四月一日
東京家政学院大学現代生活学部健康栄養学科	東京家政学院大学家政学部健康栄養学科	
帝京科学大学生命環境学部生命科学	帝京科学大学生命環境学部生命科学	

科（生命コース）食品衛生管理者、
食品衛生監視員課程

科食品衛生管理者課程